



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 55号 2010.5.6 発行 社会政策研究所

=====

まだ、連休の谷間の平日、連休期間中のように新しい動きは特にありませんが、・・・

<今後の予定>

5月10日(月) 第10回障がい者制度改革推進会議 13時~17時 内閣府
5月17日(月) 第11回障がい者制度改革推進会議 13時~17時 内閣府
5月18日(火) 第2回総合福祉部会 13時~16時 厚生労働省
5月18日(火) 平成22年度全国福祉事務所長会議 厚生労働省
5月19日(水)~21日(金) 第63回全国盲人福祉大会 秋田市
5月24日(月) 第12回障がい者制度改革推進会議 13時~17時 内閣府
5月27日(木)~28日(金) 第55回日本身体障害者福祉大会 大阪市

6月2日(水)~6日(日) 第58回全国ろうあ者大会 島根県
6月5日(土)~6日(日) 第18回日本社会福祉士会全国大会 秋田県
6月15日(火) 第3回総合福祉部会 13時~16時 厚生労働省
6月23日(水)~25日(金) 平成22年度全国社会就労センター総合研究大会 神戸市
6月26日(土)~27日(日) 全国重症心身障害児(者)を守る会全国大会 岡山市
7月5日(月)~6日(火) 平成22年度全国知的障害関係施設長会議 東京都
予定は変更される場合があります。

このような会議や大会で提供される資料が大切な情報源です。後日その情報をお知らせします。また、施行が近づいてきました改正育児・介護休業法の概要を以下にお知らせします。【kobi】

<改正後の育児・介護休業法の概要>

下線部は平成22年6月30日からの改正部分です。

施行日：原則として平成22年6月30日

(ただし、4、5、6については、100人以下企業は平成24年7月1日)

1 育児休業制度

労働者(日々雇用される者を除く。以下同じ。)は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)の間(子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)、育児休業をすることができる。

2 介護休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至るごとに1回、通算して93日まで、介護休業をすることができる。

3 子の看護休暇制度

小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、又は予防接種や健康診断を受けさせるために休暇を取得することができる。

4 介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護その他の世話のために、休暇を取得することができる。

5 短時間勤務等の措置

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについて、労働者の申出に基づく短時間勤務（1日6時間）の措置を講じなければならない。

事業主は、常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者で介護休業をしていないものについて、次のいずれかの措置を講じなければならない。

短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰り上げ下げ、
介護費用の援助措置

6 所定外労働の免除

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。

7 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、1か月24時間、1年150時間を超えて時間外労働をさせてはならない。

8 深夜業の制限

事業主は、小学校入学までの子を養育し、又は常時介護を必要とする状態にある対象家族の介護を行う労働者が請求した場合は、深夜において労働させてはならない。

9 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が上記1～8の申出をしたこと等を理由として解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

10 転勤についての配慮

事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならない。

以上

